

在宅医療・介護多職種連携
情報共有システム

利用手引書

流山市健康福祉部介護支援課

令和5年6月改正

❖ 目 次 ❖

利用等に関する手続き様式	P. 2
1 情報共有システム 登録・削除手続	P. 3
2 情報共有システム 登録事項変更・修正手続	P. 4
3 情報共有システム利用対象者(患者)関係機関登録手続	P. 5
4 情報共有システム登録事項現況届に係る更新手続	P. 5
5 情報共有システム利用に係る規定	P. 6
6 導入に係る必要な設備及び費用負担	P. 7
7 システム研修会	P. 7
8 問い合わせ先	P. 8
9 個人情報の取り扱い方針	P. 9
【資料1】カナミッククラウドサービス利用規約	
【資料2】流山市様式	

～はじめに～

今後、急速な高齢化が進んでいく中で、市民に安心してすごしてもらうためには、在宅医療と介護が互いに連携して「患者や家族に寄り添った医療・介護」を提供していくことが求められます。

しかし、在宅において患者の情報を多職種がスムーズに共有することは難しく、連携の大きな障壁となっていました。

このため、流山市では、多職種が患者にかかる多くの情報を共有して連携を進めることを期待し情報共有システムを導入しました。

本手引書は、この情報共有システムを適切に利用できるように必要事項を定めるものです

※情報共有システムはカナミックネットワークが提供する「TRITRUS」を使用しています。

利用等に関する手続き様式

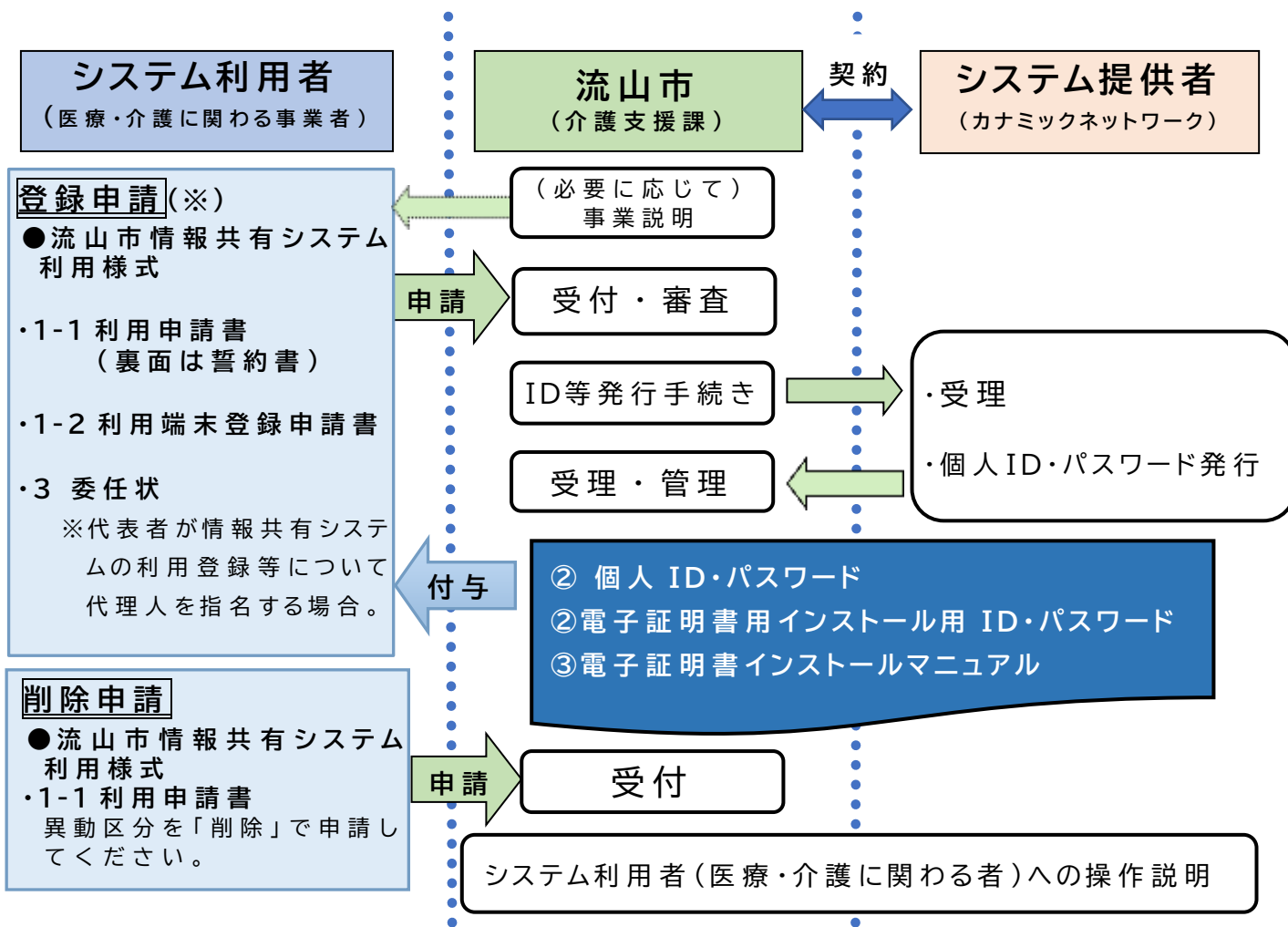
代表者等の記名押印もしくは署名が必要な様式に「要」と記載されています。

様式番号	様式種類	手続き内容	押印署名
様式 1-1	情報共有システム 利用申請書	新規・追加	要 (※)
様式 1-2	情報共有システム 利用端末登録申請書	新規・追加	
様式 2	情報共有システム 登録事項変更・修正申請書	変更	
様式 3	委任状	手続きを代表者以外 に委任する場合	要
様式 4	情報共有システム 利用対象者・関係機関 登録申請書	利用者の部屋作成	
様式 5	情報共有システム 登録事項現況届	システム利用者の確 認(年 1 回)	
個人情報 同意書	患者、家族向け説明同意書	情報共有したい利用 対象者がいる場合	要

※様式3により法人等の代表者が代理人を指名し、情報共有システムの利用等に関する手続きを委任した場合は、受任者の押印もしくは署名をお願いします。

1 情報共有システム 登録・削除手続

情報共有システムの利用を希望する際は、流山市長宛にあらかじめ次の手順による必要な手続きをお願いします。



【新規登録手続の手順】

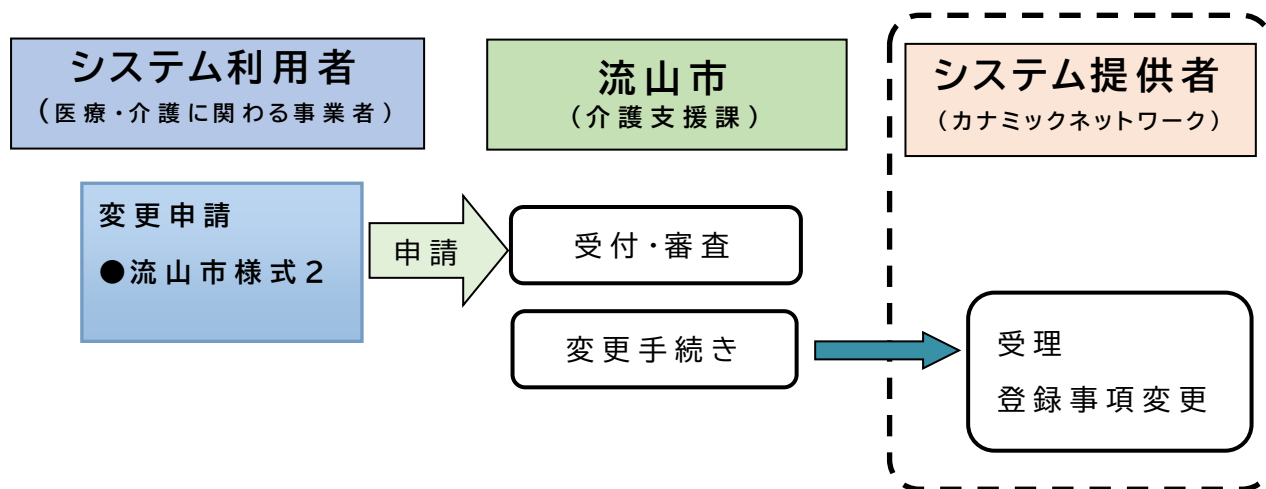
- ① <システム利用者(医療・介護に関わる事業者)>
申請書(流山市様式1-1、1-2、3(必要事業所のみ))に必要事項を記入し、流山市介護支援課へ提出してください。
※既に個人ID・パスワードを取得済みの医療機関・事業所に所属している方は、流山市様式のみ御提出下さい。
- ② <流山市(介護支援課)>
流山市より各事業所宛てに個人ID・パスワード、電子証明書インストール用ID・パスワード、電子証明書インストールマニュアルを通知します。
- ③ <システム利用者(医療・介護に関わる事業者)>
流山市様式1-2で申請した使用端末に電子証明書(別紙マニュアル参照)をインストールいただき、完了後に利用開始となります。

【登録削除の手続】 **退職や同法人内であっても流山市外の事業所に異動の場合**

- ① <システム利用者(医療・介護に関わる事業者)>
申請書(流山市様式1-1)に必要事項を記載し、流山市(介護支援課)へ提出してください。(個人印は不要)
- ② <流山市(介護支援課)>
(株)カナミックネットワークへ削除申請依頼を行います。

2 情報共有システム 登録事項変更・修正手続

医療機関・介護事業者の登録事項（事業所に係る事項、又はシステム利用者に係る事項）に変更・修正が生じた場合は、流山市長宛に必要な手続をお願いします。



【変更手続の手順】

① <システム利用者(医療・介護に関わる事業者)>

申請書(流山市様式2)に必要な事項を記入し、流山市介護支援課へ提出してください。

② <流山市(介護支援課)、システム提供者((株)カナミックネットワーク)>

登録事項の変更手続を行います。

変更手続き注意点 システム利用者(医療・介護に関わる事業者)について

●退職の場合(個人ID・パスワードは抹消となります)

→流山市様式1-1(異動区分は「削除」)を提出(個人印は不要)

●同法人内の流山市内の事業所へ異動の場合

→元の事業所より流山市様式2を提出

●同法人内の流山市外の事業所へ異動の場合

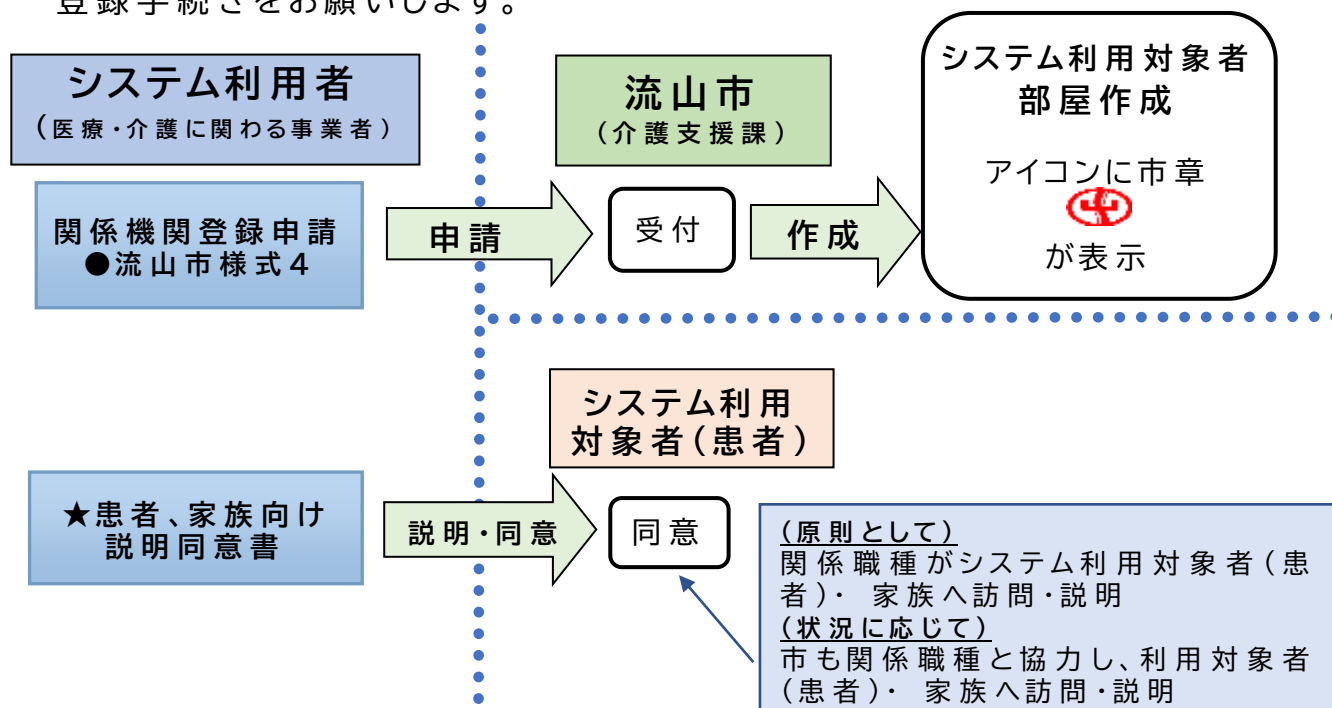
→退職と同様の扱いの為、元の事業所より流山様式1-1(異動区分「削除」)を提出

*使用端末の変更の場合(端末の機種変更・使用端末の追加)

→使用していた端末の破棄時はデータを消去。新たな端末には電子証明書をインストールする必要があるので流山市様式1-2を提出後、インストールに必要な電子証明書用ID・パスワードを流山市介護支援課より通知します。

3 情報共有システム 利用対象者(患者)関係機関登録手続

新規で情報共有システム上で情報共有したい利用対象者がいる場合は、登録手続をお願いします。



【システム利用対象者(患者)関係機関登録手続の手順】

① <システム利用者(医療・介護に関わる事業者)>

システム利用対象者(患者)関係機関登録申請書:流山市様式4に必要事項を記入し、流山市介護支援課へ提出してください。

② <流山市(介護支援課)、システム利用者(医療・介護に関わる事業者)>

原則、申請者(関係職種)がシステム利用対象者(患者)・家族を訪問し、以下のことについて説明し、同意を得ます(同意書)。また、状況に応じて市の職員も関係職種と協力し、システム利用対象者(患者)・家族へ訪問し、同意を得ます。

- ・ システムの説明。
- ・ システム利用対象者(患者)関係機関登録申請書:流山市様式4に記載されている関係機関で情報共有する。また、人事異動等で削除や追加となる場合もある。
- ・ 関係者間の情報共有ツールであり、本人や家族はやり取りに参加することはできない。正当な理由があれば情報開示請求はできる。
- ・ 個人情報管理については、厚生労働省のガイドラインに沿ったセキュリティであることに加え、電子証明書を使用しさらにセキュリティレベルの高いシステムである。
- ・ 緊急時(災害時等)においては、必要な処置を行うために情報提供が必要と認めるものに対し必要最小限の範囲で個人情報を提供する場合がある。

③ <流山市(介護支援課)、システム提供者((株)カナミックネットワーク)>

システム利用対象者(患者)の部屋を作成し、部屋に関係機関を招待し、連携開始となります。システム利用対象者(患者)へ同意書のコピーを送付します。

4 情報共有システム登録事項 現況届に係る更新手続き

情報共有システム登録事業所は毎年1回、現況把握をさせていただきます。該当期になりましたら流山市(介護支援課)より流山市様式 5 の提出を依頼致しますので御協力お願いいたします。

なお、手続きがない場合には、システム利用対象者(患者)の部屋への招待取り消しについて検討させていただきます。

5 情報共有システム利用に係る規定

(1)システム利用者(医療・介護に関わる事業者)の責務

- ①システム利用登録手続きを行いシステム利用者(医療・介護に関わる事業者)ごとに個人ID及びパスワードを取得し、流山市様式1-2で登録申請をした利用端末へ電子証明書をインストールする。
- ②必ず電子証明書ログイン画面を介して、システムを利用する。
- ③システム利用者(医療・介護に関わる事業者)の登録・削除・変更は速やかに手続きをする。(事業所異動等の場合を含む)
- ④事業所ごとにシステム利用管理担当者を設置し適切な運営体制を整える。
- ⑤個人データの機密性及び正確性の確保に努める。
- ⑥システムの目的外利用及び部外者に使用させてはならない。
- ⑦システム利用にあたってはカナミッククラウドサービス利用規約(本利用書添付の資料参照)を遵守すること。

(2)流山市(介護支援課)の責務

- ①流山市がシステム利用に係る責務を有するのは、管理するコミュニティ(システム利用対象者(患者)等の部屋)のみとする。
- ②システム利用者(医療・介護に関わる事業者)の氏名及び職種, 事業所, 人数を把握し適切に管理する。
- ③システム利用者(医療・介護に関わる事業者)の登録(削除)手続きの窓口業務を所掌する。
- ④システム利用にあたってはカナミッククラウドサービス利用規約(本利用書添付の資料参照)を遵守すること。

(3)システム提供者((株)カナミックネットワーク)の責務

- ①システムの安定かつ効果的な利用が継続的に確保できるよう管理する。
- ②個人ID及びパスワードを発行し情報共有システムの適正な利用環境を確保する。
- ③システム利用方法やサービス利用に関する各種問い合わせに対応する。
- ④個人データの機密性や正確性の確保に努める。

6 導入に係る必要な設備及び費用負担

(1)必要な設備

○システムを利用するためのパソコン又はタブレット端末等は、システム利用者が準備をしてください。

○システム利用に係る動作環境は以下のとおりです。

①OS(オペレーティングシステム)

パソコン・タブレット端末等で下記のOSがご利用になれます。

- ・ Microsoft Windows 8.1 10(推奨)
- ・ Mac OSX
- ・ Android(無料 OS のため機種により不具合あり)
- ・ iOS

②ウェブブラウザについて

パソコン・タブレット端末等で下記のウェブブラウザがご利用いただけます。

- ・ Microsoft Edge(推奨)
- ・ Safari
- ・ Chrome

○ウイルス対策(セキュリティソフトのインストール等)を講じてください。

(2)情報共有システム利用に係る費用

○システムの利用料は管理者である流山市が負担するため、システム利用者の負担はありません。

○インターネットの回線使用料及びインターネット環境を維持するための費用は、システム利用者の負担となります。

7 情報共有システム研修会

システム利用者(医療・介護に関わる事業者)が効果的な多職種連携ができるよう、システムに関する研修会を予定しております。

<研修会の内容(案)>

- ・システムの基本的な操作説明
- ・システム利用者(医療・介護に関わる事業者)による効果的な活用方法の検討
- ・個人情報保護に関する研修

8 問い合わせ先

(1)情報共有システムに関する問い合わせ

カナミックネットワーク

問い合わせ方法	連絡先
電話による問い合わせ	050-5306-5209
FAXによる問い合わせ	03-5798-3951
Eメールによる問い合わせ	support@kanamic.net

<サポート受付時間>

カナミックネットワークのサポート受付時間は、
平日 9時から12時、13時から18時まで(土曜日、日曜日、祝日、年
末年始及びお盆休暇を除く)の間となります。

*なお、カナミッククラウドサービス利用規約 第20条2項に「直接の問
い合わせには応じないものとします」とありますが、流山市と(株)カナミ
ックネットワーク間の契約により、問い合わせは可能となっています。

(2)在宅医療・多職種連携等の事業に関する問い合わせ

流山市健康福祉部介護支援課

所在：〒270-0192

流山市平和台1-1-1

在宅医療介護連携事業・情報共有システム担当者宛て

電話：04-7150-6531(課直通) FAX:04-7159-5055

Email:kaigo@city.nagareyama.chiba.jp

9 「情報共有システム」利用における個人情報の適切な取扱い方針

この方針は、在宅における医療・介護業務に携わる医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員等の関係者が、システム利用対象者(患者)の診療に関わる個人情報などの取り扱いについて情報共有システムを利用して適切に管理するために必要な事項を定める。

(1) 流山市(介護支援課)の役割及び責務

システム利用に係る管理権限と責務を有する。

(2) システム利用対象者(患者)の承認

システム利用対象者(患者)の登録申請をする場合は、流山市(介護支援課)に必要書類を提出し、システムの利用に関する所定の手続きをしなければならない。

流山市(介護支援課)は、次に掲げる事項を遵守し個人情報を適切に管理できるシステム環境の確認及び整備をしなければならない。

- ・システム利用対象者(患者)について、登録申請をした者が、医療及び介護サービス関係者であることを確認する。(流山市様式1-1)
- ・システム利用者(医療・介護に関わる事業者)がシステム利用対象者(患者)に関する個人情報の取り扱いに関して、漏えいや目的外に利用しないことの誓約をしたことを確認する。(流山市様式1-1)
- ・システム利用対象者(患者)の個人情報を共有することの取扱いについて本人或いは家族などから同意を得る。(同意書)

(3) システム利用者(医療・介護に関わる事業者)及び流山市(介護支援課)の責務

システム利用者(医療・介護に関わる事業者)及び流山市(介護支援課)は、個人情報取扱事業者として法令、及び、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン5版」及び総務省「クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン第1版」等、常に最新のガイドラインに定める次の各号に関する事項について遵守しなければならない。

① 利用目的の特定

システム利用者(医療・介護に関わる事業者)は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的の範囲について、医療・介護サービスを担当する事業者が通常必要とされる次に掲げる業務に特定しなければならない。

- ・ 患者等に提供する医療サービス
- ・ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、介護サービス事業者等との共有
- ・ 医療機関等からの照会への回答
- ・ 患者の診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 家族等への病状説明、心身の状況説明
- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ システム利用対象者(患者)等に提供する介護サービス
- ・ サービス担当者会議等によるサービス事業者等との共有

② 利用目的の公表

システム利用者(医療・介護に関わる事業者)は、個人情報を取り扱う業務の利用目的を制限して利用することについて、システム利用対象者(患者)及び家族の同意を得た後に利用しなければならない。

③ 安全及び正確性の確保

システム利用者(医療・介護に関わる事業者)及び流山市(介護支援課)は、適正な医療・介護サービスを提供するために必要な範囲において取得したシステム利用対象者(患者)の個人データについて、安全及び正確性の確保に必要な次の各号に関する事項を遵守しなければならない。

- ・ システム利用者(医療・介護に関わる事業者)の所属する医療機関及び介護サービス事業者等は、情報共有システムを利用する者の中からシステム利用管理担当者を1名以上おき、個人情報の適切な取り扱いが利用者間でなされるよう監督すること
- ・ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合は、システム利用者(医療・介護に関わる事業者)の所属する医療機関及び介護サービス事業者のシステム利用管理担当者が速やかに流山市(介護支援課)へ連絡をし、必要な措置を講じなければならない
- ・ 使用する端末にはロックNo.等をおけるなど、盗難、紛失時の情報漏えいを防ぐ手立てを講じること
- ・ 情報共有システムを起動(ログイン)する際に使用する個人ID及びパスワードは、利用を許可された本人以外が使用してはならない。また、ブラウザ等でのパスワードの保存はしないこと
- ・ 情報共有システムを起動(ログイン)する際に使用するパスワードは、定期的(月に1度)に変更しなければならない
- ・ 情報共有システムに登録されている個人データは、流山市(介護支援

課)の許可なく、無断で他の情報システム等に複写してはならない

- ・ 情報共有システムに関する情報通信ネットワーク及び情報機器等の環境については流山市(介護支援課)により情報セキュリティ上の安全性を認められた環境でなければ使用してはならない

(4) 個人データの取り扱いに関する本人の同意

システム利用者(医療・介護に関わる事業者)は、個人データの取り扱いに関する本人の同意について、次の事項を遵守しなければならない。

- ・ 医療関係事業者が、患者に医療サービスを提供するため必要な通常公表している利用目的の範囲において、外部の医療関係事業者に個人データを提供することについては包括的な本人の黙示による同意を得ていると判断することができるが、疾病の内容等によって、あらかじめ本人の明確な同意を得ることが好ましい場合は書面等による本人の同意を得なければならない
- ・ 介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等で本人及び家族の個人データを用いる場合は、事業所内の掲示による本人の同意ではなく、あらかじめ文書により本人及び家族の同意を得なければならないと規定されているため準拠しなければならない

(5) 本人からの求めによる保有個人データの開示

流山市(介護支援課)は、システム利用対象者(患者)から、対象者本人が識別される保有個人データの開示を求められた時は、システム利用対象者(患者)に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく当該個人データを開示しなければならない。

なお、流山市(介護支援課)は、開示に関わる必要な個人データを関連するシステム利用者(医療・介護に関わる事業者)に開示又は非開示の確認をしなければならない。

ただし、個人データを開示することで業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場など法令に定める開示の例外に該当する場合は開示しないことができる

株式会社カナミックネットワーク（以下「当社」といいます）は、カナミッククラウドサービス利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、これによりカナミッククラウドサービス（以下「本サービス」といいます）を当社と利用契約を締結した者およびその連携先の事業者へ提供します。当社のプロバイダー規約は本規約に準じます。

第1条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「ユーザー」とは、次条に基づいて利用契約の申込を行い、当社と本サービスの利用契約を締結し、本サービスを利用する資格（以下「ユーザー資格」といいます）を得た者をいいます。
- (2) 「連携ユーザー」とは、あらかじめ当社の許可を受けて、ユーザーの職務の遂行に必要な範囲において、ユーザーと業務上連携して本サービスを利用するユーザー以外の第三者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、ユーザーから各種介護サービスの提供を受ける者、各種医療サービスの提供を受ける者又はその他各種サービスの提供を受ける者をいいます。
- (4) 「スタッフ」とは、ユーザー又は連携ユーザーの業務に従事する者をいいます。

第2条（利用契約の申込）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます）は、本規約を承認したうえで、当社が別途指定する手続きに従って、本サービスの利用を申し込み、当社がこれに承諾を行った時点でユーザーとなるものとします。
2. 当社は、利用希望者が以下の項目に該当すると判断した場合、当該申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 利用希望者が日本国外に所在する場合。
 - (2) 利用希望者が、過去に利用規約違反等により、ユーザー資格を取り消された場合。
 - (3) 申込内容に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。
 - (4) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生、会社更正、特別清算の申し立てがなされている場合。
 - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けている場合、その他支払停止の状況にある場合。
 - (6) 公租公課の滞納処分を受けている場合。
 - (7) その他、当社が利用希望者に利用を認めることを不適当と判断する場合。
3. 利用希望者は、自己または自己の役員その他の関係者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等をいう）でないこと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力の威力等を用いないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと、その他反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証しなければなりません。
4. ユーザーは、連携ユーザーに本サービスを利用させるときは、当社が指定する方法により、あらかじめ当社の許可を得ることとします。

第3条（ユーザーの責務）

1. ユーザーは、本規約を遵守するものとします。
2. ユーザーは、ユーザー資格を第三者に対して譲渡等することができません。
3. ユーザーは、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供される情報又はファイルを第三者に対して使用させたり公開することができません。
4. ユーザーが本サービスの利用に関連して当社に損害を及ぼした場合、当社に生じた一切の損害を賠償しなければなりません。

第4条（本規約の範囲及び変更）

1. 当社が別途規定する個別規定及び臨時規定の追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定又は追加規定が異なる場合には、個別規定又は追加規定が優先するものとします。
2. 当社は、ユーザーの承諾を得ることなく本規約を変更できます。変更後の規約は別段の定めがある場合を除き既存のユーザーにも適用されます。
3. 当社は、ホームページ等の掲示をもってユーザーに対して本規約の変更について通知をおこないます。
4. 本規約（個別規定及び追加規定を含む、以下同じ）は、契約成立日におけるユーザーと当社との間の合意を規定するものであり、契約締結前の検討段階若しくは契約締結後になされた口頭による申入れ、口頭による合意事項、又は当事者双方の代表者の記名押印のない文書類が、本規約の内容と相違する場合は、本規約の内容が優先されるものとします。
5. 本規約に記載されている内容は、本サービスに関する合意事項の全てであり、ユーザー及び当社は、本サービスに関し、本規約に定められている内容以上の義務及び責任を負担しないものとします。

第5条（通知及び同意の方法）

1. 当社からユーザーへの通知は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本サービス経由の電子メール、本サービス上の一般掲示、またはその他当社が適当と認める方法によりされるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、ユーザーの電子メールアドレス宛に発信し、ユーザーの電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもってユーザーへの通知が完了したものとみなします。ユーザーは、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、ユーザーがそのサーバーに配置された電子メールを画面上に開示し、内容を確認することをいいます。
3. 第1項の通知が本サービス上の一般掲示で行われる場合、当該通知が本サービス上に掲示され、ユーザーが本サービスにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもってユーザーへの通知が完了したものとみなします。
4. 当社が第1項ないし第3項よりユーザーに通知を行った場合、通知日より30日の経過をもって、同通知の内容についてユーザーの同意を得たものとみなします。

第6条（ID及びパスワードの管理）

1. ユーザーは、本契約締結後、当社が付与するユーザーID（以下「ユーザーID」といいます）及びパスワードの管理責任を負うものとします。
2. ユーザーは、ユーザーID及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
3. ユーザーID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害について、当社は一切責任を負いません。
4. ユーザーは、ユーザーID及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合には、これに従うものとします。
5. 当社は、正当な理由のある場合、あらかじめユーザーに通知したうえで、ユーザー及び連携ユーザーによるIDの使用を停止あるいはIDを取り消すことができます。
6. ユーザーは、当社の許可を受けて、連携ユーザーのためにID（以下「連携ID」といいます）を取得し、連携ユーザーに本サービスを使用させることができます。この場合、ユーザーは、連携ユーザーによる本サービスの利用について一切の責任を負わなければなりません。

第7条（登録内容の変更届出）

1. ユーザーは、利用申込みに際して届け出た内容に変更があった場合には、速やかに所定の書式による変更の届出を当社に行うものとします。
2. ユーザーは、前項の届出を怠った場合、当社が従前の通知先に通知をおこなったときに通知が完了したものとみなします。

第8条（本サービスの提供・変更・廃止）

1. 本サービスのサービス提供地域は、日本全国とします。
2. 本サービスの内容は、原則として厚生労働省が通達等で定める基準等に準じるものとします。そのため、一部地域では、サービス内容と保険者が定める基準等が一致しない場合があります。
3. 本サービスはインターネット等の通信回線を經由して非独占的に提供されるサービスであるため、設備の性能、不具合、利用状況等により本サービスの品質に変化が生じることがあります。
4. 当社は、ユーザーに事前に通知したうえで、本サービスの内容の一部または全部の追加・変更をすることができます。
5. 当社は、ユーザーに事前に通知したうえで、本サービスの内容の一部または全部の廃止を行うことができます。
6. 本サービスの内容、変更及び廃止について、ユーザーは異議を申し立てることができません。また、当社が損害賠償義務を負うことはありません。
7. 本サービス上において、ユーザーへ各種情報が提供される場合があります。そのことを、ユーザーは了承するものとします。

第9条（本サービスの中止中断）

1. 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止中断できるものとします。
 - (1) 本サービスのシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロ等）等により、通常どおり本サービスを提供することができなくなった場合。
 - (3) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者が当該回線にかかる電気通信業務を停止した場合。
 - (4) その他、当社が本サービスの運営上の支障を得ない事情により中止中断を必要と判断した場合。
2. 当社は、ユーザーにつき以下の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止できるものとします。
 - (1) ユーザーが期限までに利用料金等の支払いをおこなわない場合。

- (2) ユーザーが本利用規約の各条項に違反した場合。
- (3) 前 2 号の他、当社の業務に著しい支障をきたし又はその恐れがあると判断する場合。
3. 当社が前項の規定により本サービスの運営を中止中断するときは、あらかじめその旨をユーザーに通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 当社は、本サービスの中止中断により、ユーザーまたは第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第 10 条 (利用料金等)

1. ユーザーは、当社が別途定める本サービスにかかる利用料金を支払うものとします。
2. ユーザーは、月毎の利用料金を、前月の 27 日 (27 日が金融機関の休業日の場合は翌営業日) に自動引落にて支払うものとします。ただし、当社とユーザーとの間で利用料金の支払方法について別途合意した場合はそれに従います。
3. 前条に定める本サービスの提供の中止中断によりユーザーが本サービスを利用できない状態が生じた場合であっても、ユーザーは利用料の支払いを要するものとします。
4. 当社は、あらかじめユーザーに通知したうえで本サービスの利用料金を変更することができます。
5. 一旦支払われた利用料金は、理由の如何を問わず返還いたしません。

第 11 条 (遅延損害金)

ユーザーが本サービスの利用料金を支払期日までに支払わない場合、支払期日の翌日から支払日まで年 14.6% の割合の遅延損害金が加算されます。

第 12 条 (個人情報保護)

1. 本サービスを提供する過程において当社が知り得た個人情報 (個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日、個人識別符号、その他の記述等によって特定の個人を識別できるもので、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む) に関し、当社は、以下の項目に該当する場合を除き第三者に対し開示しないものとします。
 - (1) 情報の開示についてあらかじめ同意が得られている場合。
 - (2) 法令により開示が求められた場合。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. 当社は、個人情報を原則として 5 年間保存します。ただし、ユーザーがユーザー資格を喪失した場合、当社は当該ユーザーに関するすべての情報 (個人情報を含む。) を前記保存期間内においても抹消することができます。
3. 当社は、ユーザー及び連携ユーザーが本サービス上にアップロードした情報又はファイルについて、バックアップ等の目的で複製することがあります。また、当社所定の保管期間を超えた場合、当社は本サービス上にアップロードされた情報又はファイルを削除することがあります。
4. 当社は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損によって利用者、スタッフ、ユーザー、連携ユーザー又は介護サービス提供者に生じた損害について、当社に帰責事由がある場合を除き、一切責任を負いません。
5. 当社は、個人情報の取り扱いに関し、個人情報の保護に関する法律を順守し、当社規定のプライバシーポリシー (当社ホームページ等に掲載します。) に従って安全管理を行います。

第 13 条 (個人情報の共同利用)

1. ユーザーは、利用者及びスタッフから個人情報を取得するに際し、ユーザー、連携ユーザー、当社が、当社プライバシーポリシーに掲載された目的のため利用者及びスタッフの個人情報を本サービスにおいて共同して利用すること、ユーザー及び連携ユーザーが取得した個人情報は原則としてすべて共同利用の対象となること、並びに、ユーザーが当該個人情報の管理について責任を有することを利用者及びスタッフに対して通知することとします。
2. 当社は、個人情報を、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 36 条以下に定める方法により個人が特定できない情報群に加工する場合があります。ユーザーはこれを了承するものとします。
3. 当社は、個人情報の利用目的を、当社 HP に掲載するプライバシーポリシーにて公表し、その内容が変更されるときは速やかにプライバシーポリシーを改定してユーザー又は利用者へ閲覧可能な状態に置くものとします。
4. ユーザーは、利用者及びスタッフの個人情報を最新かつ正確な状態で管理するとともに、漏洩、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

5. ユーザーは、利用者及びスタッフから個人情報の開示を求められた場合には、法令の定めるところに従い、遅滞なく開示等の対応をしなければなりません。

第 14 条 (権利の帰属)

1. 本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号及びそれに付随する技術全般は、当社に帰属するものとします。
2. 本サービスの著作権は当社に帰属します。ユーザーは本サービス上にアップロードした情報又はファイルについて、著作権等の知的財産権、その他いかなる法的権利も、当社又は他のユーザーに対して主張しないものとします。
3. ユーザーは、当社の許諾を得ないで、本サービスを通じて提供される情報又はファイルについて、著作権法で定めるユーザー個人の私的利用の範囲外の使用することはできません。ユーザーは、利用契約の解除又はユーザー資格の取り消し後も、当社の商標、商号及び著作権その他の知的財産権を侵害する行為、及び侵害するおそれがある一切の行為をおこなうことができません。
4. ユーザーは、当社及び他のユーザー等に対し、本サービス上にアップロードした情報又はファイルについて著作権人格権を行使しないものとします。

第 15 条 (自己責任の原則)

1. ユーザーは、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、または電話利用契約等を準備するものとします。
2. ユーザーは、アップロードした情報又はファイルについて生じたすべての法的な責任を負うものとします。
3. ユーザーが本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与え、又は第三者からクレーム等の連絡を受けた場合、自己の責任と費用において処理、解決するものとします。当社が、ユーザー又は連携ユーザーによる本サービスの利用に伴い、第三者からクレームその他の連絡又は損害賠償の請求等を受けた場合も同様とします。

第 16 条 (免責事項)

1. 本サービスの各機能は、使用開始日において当社が提供可能なものとし、本件使用がユーザーの特定の目的に適合すること、期待する性能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、及び使用結果を含め、何らの保証を行うものではありません。
2. 当社は、本サービスの内容、及びユーザー又は連携ユーザーが本サービスを通じて得る情報等の完全性等については、いかなる保証も行わないものとします。
3. 当社以外の第三者が本サービス上に提供する情報について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 当社が本サービスの提供に関して損害賠償請求を負う場合においても、当社の損害賠償責任は、損害の原因及び内容の如何にかかわらず、現実が発生した通常かつ直接の損害に限られます。当社は、予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく損害について一切賠償責任を負いません。また、当社の損害賠償額は、当該ユーザーの月額利用料の 1 ヶ月分又は初期導入費のいずれか高い方の金額を上限とします。

第 17 条 (禁止事項)

1. ユーザーは、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他のユーザー、第三者もしくは当社の著作権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
 - (2) 他のユーザー、第三者もしくは当社の財産又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
 - (3) 上記 (1) (2) の他、他のユーザー、第三者もしくは当社に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。
 - (4) 他のユーザー、第三者もしくは当社を誹謗中傷する行為。
 - (5) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他のユーザー又は第三者に提供する行為。
 - (6) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
 - (7) ユーザー ID 及びパスワードを不正に使用する行為。
 - (8) コンピューターウィルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて又は本サービスに関連して使用もしくは提供する行為。
 - (9) 本サービスに類似する事業を自らおこなうこと、及び、第三者におこなわせる行為。
 - (10) その他、法令に違反する若しくは違反するおそれのある行為。又は当社が不適切と判断する行為。
2. 前項に該当するユーザーの行為によって当社又は第三者に損害が生じた場合、ユーザー資格を喪失した後であっても、ユーザーはすべての法的責任を負うものとします。

第18条 (本サービスの利用期間・更新・中途解約)

1. 本サービスの利用期間は、月額利用料発生の日から1年間とします。
2. 前項の規定にかかわらず、利用期間満了日の3ヶ月前までに当社又はユーザーのいずれからでも何らの意思表示がない場合、契約は従前と同条件でさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とします。
3. ユーザーが利用期間の途中で契約の解約を希望する場合は、当社が指定する手続に従って、当社に解約申込みを行うものとします。
4. ユーザーが利用期間の途中で契約を解約した場合、ユーザーは解約申込日以降の残存する利用期間の利用料金を、一括して支払うものとします。
5. 当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負いません。ユーザーが解約に伴って、当社に対して何らかの請求権を取得することはありません。
6. 更新拒絶又は中途解約した場合、当社は当該ユーザーに対するユーザーID及び連携IDの発行を拒否することができます。

第19条 (ユーザー資格の取り消し)

1. ユーザーが以下の項目に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該ユーザーのユーザー資格を取り消すことができます。
 - (1) 利用契約の申込時に、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (2) 本ユーザー規約で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
 - (3) 利用料金等の支払債務の履行遅延又は不履行が1回でもあった場合。
 - (4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
 - (5) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生、会社更正、特別清算の申し立てがあった場合。
 - (6) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合、その他支払停止の状況にある場合。
 - (7) 公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - (8) その他、本規約に違反した場合。
 - (9) その他、ユーザーとして不適切と当社が判断した場合。
2. 前項の規定により、当社がユーザー資格を取り消した場合、ユーザーは、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。

第20条 (連携ユーザーの義務等)

1. 連携ユーザーは、本規約の内容についてユーザーと同等の義務を負うものとします。ただし、本規約第6条第6項、第10条、第11条及び第18条は連携ユーザーには適用されないものとします。
2. 当社は、連携ユーザーからの直接の問合せには応じないものとします。

第21条 (協議)

本サービスに関連して、ユーザーと当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

第22条 (管轄裁判所)

本サービスに関するすべての紛争について、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

付則：

第1条 (効力発生日)

本規約は2000年10月20日より発効するものとします。

第2条 (経過規定)

2018年1月1日以前に成立した契約について、第11条及び第18条は適用せず、従前の規定によるものとします。

最終改定：2018年1月1日

流山市長宛

在宅医療・介護に関する多職種連携のための情報共有システムの利用について、規定の誓約事項を遵守いたしますので利用を申請します。

申請日 令和 年 月 日

法人情報

申請者名 (法人又は個人)	(フリガナ)		
代表者名		(代表者印)	
郵便番号		電話番号	
住所			

- 代表者の役職を記載。
- 本人の署名(自署)により押印省略可。押印する場合、法人間で契約する際に使用する代表者印を押印。

医療機関・介護事業所情報

名称		医療機関番号 介護事業所番号	
サービス分類		管理者	
<p>(サービス分類は以下を参考にしてください。)</p> <p>診療所, 病院, 歯科医院, 薬局, 居宅介護支援, 訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハ, 通所介護, 通所リハ, 介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 福祉用具貸与・特定小規模多機能居宅介護, 小規模多機能居宅介護, 地域包括支援センター, 認知症対応型共同生活介護, 認知症対応型訪問介護看護,</p>			
郵便番号		所在地	
メールアドレス		電話番号	
異動区分	氏名	システム利用 管理担当者	職種
新規・更新・削除	(かな)	<input type="checkbox"/>	
新規・更新・削除	(かな)	<input type="checkbox"/>	
新規・更新・削除	(かな)	<input type="checkbox"/>	
新規・更新・削除	(かな)	<input type="checkbox"/>	
<p>【(株)カナミックネットワークが提供するシステムの利用】</p> <p>既に利用している場合であっても、情報共有システムを利用するにあたって、電子証明書をインストールしていただく必要があります。</p>			有・無

新規、更新、或いは削除の
いずれかを記載。もしくは○

システム利用管理
担当者にチェック

どちらかに必
ず○を記入

- ※1 システム利用管理担当者は、代表者が指定する担当者をシステム利用者の中から指定し、「システム利用管理担当者」の項目にチェックをしてください
- ※2 個人事業者に関しては、所属する関係団体を通じて申請をしてください
- ※3 区分は、いずれか該当する区分を記載するか、○をしてください
- ※4 職種は必ず記入してください
- ※5 登録により、流山市医療介護連携推進事業に関する情報を発信するコミュニティである「流山市からの重要なお知らせ」部屋に招待いたします。(当コミュニティの参加者一覧に事業所名・氏名・職種が掲載され、他の参加者からも確認が可能となります。)

<情報共有システム利用に関する誓約事項>

- ① 事故等により障害が発生し問題が生じた場合は、速やかに流山市長に報告するとともに復旧解決方を講じます。
- ② 情報共有システムの利用に際して使用するID及びパスワードは、事業所内のシステム利用者の利用状況を適正に把握し、部外者に利用されることのないよう適切に管理します。
- ③ 使用する情報機器及びネットワークは、流山市長が指定するセキュリティ要件を満たす環境のもとで利用します。
- ④ 情報共有システムの利用は、登録申請をしたシステム利用機器（端末）のみとします。その端末には電子証明書をインストールし、「電子証明書専用ログイン」を介しての利用とします。
- ⑤ 厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守します。
- ⑥ 情報共有システムの利用を終えるときは、速やかに流山市長に報告し、システム利用者登録削除の手続きをします。
- ⑦ 個人情報等については、あらかじめ承諾を得た関係者と情報を共有し、部外者に個人情報等が漏洩することのないよう適正に管理します。
- ⑧ 情報共有システムの利用に際して知り得た個人情報等については、利用が終了した後においても継続して部外者に漏えいすることのないよう機密性を保持します。
- ⑨ 個人情報等については、目的外に利用はしません。
- ⑩ 情報共有システムに登録する情報は正確な内容を入力することに努めます。
- ⑪ 情報共有システム利用に係る規定を遵守し、これに違反のある場合には、利用申請の却下及び利用停止等となることに承諾します。

情報共有システム利用端末登録申請書

- ・ 情報共有システムを使用する端末について御記入いただき、裏面のお知らせもお読みください。

【タブレット、スマートフォンを使用する場合】

- ・ システム上、メールアドレスは、Google(@gmail.com)またはYahoo(@yahoo.co.jp)のアドレスをお願いいたします。
- ・ 記載いただいたアドレスから介護支援課宛に電子メールを送信してください。(詳細は裏面をご覧ください。)

申請日 令和 年 月 日

申請者名 (法人又は個人)	
代表者名	
医療機関 介護事業所 名称	

記入したアドレスから、(裏面にあるお知らせに従って介護支援課へ)メールを送信してください

【情報共有システム使用端末】

事業所管理端末		
パソコン		台
タブレット		台 (メールアドレス:)
スマートフォン		台 (メールアドレス:)

個人管理端末		
個人名	端末種類 (使用する種別に○)	タブレット又はスマートフォンの場合は アドレスを記載
	パソコン	
	タブレット	
	スマートフォン	
	パソコン	
	タブレット	
	スマートフォン	
	パソコン	
	タブレット	
	スマートフォン	
	パソコン	
	タブレット	
	スマートフォン	
	パソコン	
	タブレット	
	スマートフォン	

個人管理の端末を利用する場合は、
情報共有システム利用に関する誓約事項を遵守してください。

流山市情報共有システム利用端末登録申請書に関するお知らせと 電子証明書インストールについて

電子証明書のインストール作業は、各事業所が責任を持っておこなっていただくこととなります。インストール作業は、情報共有システムを利用する全ての端末(「情報共有システム利用端末登録申請書」様式1-2に登録の端末)でお願いいたします。

■ 申請の手続きについて

- ・ 様式1-2「情報共有システム利用端末登録申請書」を記載の上、介護支援課まで御提出ください。
- ・ 申請後に、介護支援課より電子証明書インストールマニュアルを送付いたします。

■ 電子証明書インストールについて

【パソコンの方】

介護支援課より電子証明書インストールマニュアル(パソコン版)が届きましたら、マニュアルに従ってインストールをおこなってください。

【タブレット・スマートフォンの方】

- ① 御利用の端末から、電子メールで下記の内容を送信してください。
宛先：介護支援課 (kaigo@city.nagareyama.chiba.jp)
- ② システム上、御使用になるメールアドレスは、Google (@gmail.com) またはYahoo (@yahoo.co.jp) をお願いいたします。
GoogleまたはYahooアドレスをお持ちでない方は、最初にアドレスの取得をしていただく事が必要になります。(添付データの容量が大きいため)

ipad・iphoneの方	:	件名「流山市ios電子証明書インストール」 本文「事業所名、氏名、連絡先」
Androidの方	:	件名「流山市Android電子証明書インストール」 本文「事業所名、氏名、連絡先」

- ③ お送りいただいたアドレス宛に介護支援課から「件名：ルート証明書」というインストーラーを添付したメールを送信いたします。(メールに添付されているデータの取り扱いについてはマニュアル参照)
- ④ 介護支援課から電子証明書インストールマニュアル(タブレット・スマートフォン版)が届きましたら、マニュアルに従ってインストールをおこなってください。

情報共有システム登録事項変更・修正申請書

流山市長宛

在宅医療・介護に関する多職種連携のための情報共有システムの利用について、登録事項の変更・修正を申請します。

申請日 令和 年 月 日

申請者名 (法人又は個人)	
代表者名	
医療機関 介護事業所 名称	

変更・修正に係る事項(変更・修正項目の該当箇所をチェック)		
事業所について	(変更前)	(変更後)
<input type="checkbox"/> 名称・番号・所在地		
<input type="checkbox"/> 管理者		
<input type="checkbox"/> 連絡先		
システム利用者について	(変更前)	(変更後)
<input type="checkbox"/> 氏名		
<input type="checkbox"/> 所属事業所名 (同一法人内、市内異動のみ)		
<input type="checkbox"/> システム利用管理担当者		
<input type="checkbox"/> その他		

結婚等で氏名が変更の場合

同法人内で流山市内の事業所に異動の場合、氏名・事業所名両方に記載

- ※1 ID発行の追加・削除は流山市様式1-1になります。
- ※2 市内異動の場合は、異動元の医療機関・事業所より申請書を提出してください。また、異動先の医療機関・事業所のシステム利用管理担当者にも変更した旨を報告して下さい。

委任状

令和 ○年 ○月 ○日

流山市長 様

- ・本人の署名（自署）により押印省略可
- ・押印する場合、法人間で契約する際に使用する代表者印を押印

所在 東京都○○区■■■-12
法人又は会社名称 医療法人○○会
株式会社△△
代表者 理事長 ○○○○
役職・氏名 代表取締役 △△△△
(署名又は記名押印)

私は、在宅医療・介護に関する多職種連携のための情報共有システム（以下「情報共有システム」という）の利用登録等について、下記のとおり代理人を指名し、所定の業務を委任します。

記

1. 受任者

所属

所在

役職

氏名

記名してください。
受任者の署名（自署）及び押印は省略可能です。

2. 委託業務（委任される業務に○を付けてください）

- 【 】 情報共有システム利用登録事業所におけるシステム利用者の登録・削除に関すること
- 【 】 情報共有システム利用登録事項の変更に関すること

情報共有システム 利用対象者・関係機関登録申請書

システム利用対象者（患者）の氏名。
この氏名が、部屋の名称になります。

利用対象者（患者）氏名 _____ 様

申請事業所 記入欄			市 記入欄	
システム利用者 氏名(敬称略)	職種	医療機関・介護事業所名	招待日	削除日

システム利用者
(医療・介護に携わる者)の氏名

情報共有システム登録事項現況届

流山市様式5

流山市長宛

下記の通り、情報共有システムの登録状況を報告します。

申請日 令和 年 月 日

法人情報

申請者名 (法人又は個人)	(フリガナ)		
代表者名			
郵便番号		電話番号	
住所			

毎年1回、登録状況を把握させていただきます。
様式に押印や署名は不要です。

医療機関・介護事業所情報

名称		医療機関番号 介護事業所番号	
サービス分類		管理者	
<p>(サービス分類は以下を参考にしてください。)</p> <p>診療所, 病院, 歯科医院, 薬局, 居宅介護支援, 訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハ, 通所介護, 通所リハ, 短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 福祉用具貸与・特定福祉用具販売, 特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護, 小規模多機能居宅介護, 夜間対応型訪問介護, 定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 地域包括支援センター, 行政, その他</p>			
郵便番号		所在地	
メールアドレス		電話番号	

情報共有システム利用登録者名簿

No.	氏名	システム利用 管理担当者	職種
1	(かな)	<input type="checkbox"/>	
2	(かな)	<input type="checkbox"/>	
3	(かな)	<input type="checkbox"/>	
4	(かな)	<input type="checkbox"/>	
5	(かな)	<input type="checkbox"/>	
6	(かな)	<input type="checkbox"/>	

<情報共有システム利用に関する誓約事項>

- ① 事故等により障害が発生し問題が生じた場合は、速やかに流山市長に報告するとともに復旧解決方を講じます。
- ② 情報共有システムの利用に際して使用するID及びパスワードは、事業所内のシステム利用者の利用状況を適正に把握し、部外者に利用されることのないよう適切に管理します。
- ③ 使用する情報機器及びネットワークは、流山市長が指定するセキュリティ要件を満たす環境のもとで利用します。
- ④ 情報共有システムの利用は、登録申請をしたシステム利用機器（端末）のみとします。その端末には電子証明書をインストールし、「電子証明書専用ログイン」を介しての利用とします。
- ⑤ 厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守します。
- ⑥ 情報共有システムの利用を終えるときは、速やかに流山市長に報告し、システム利用者登録削除の手続きをします。
- ⑦ 個人情報等については、あらかじめ承諾を得た関係者と情報を共有し、部外者に個人情報等が漏洩することのないよう適正に管理します。
- ⑧ 情報共有システムの利用に際して知り得た個人情報等については、利用が終了した後においても継続して部外者に漏えいすることのないよう機密性を保持します。
- ⑨ 個人情報等については、目的外に利用はしません。
- ⑩ 情報共有システムに登録する情報は正確な内容を入力することに努めます。
- ⑪ 情報共有システム利用に係る規定を遵守し、これに違反のある場合には、利用申請の却下及び利用停止等となることに承諾します。